

笛吹市立石和東小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年2月策定
令和2年4月改訂
令和7年4月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するこがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任（必要に応じて）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図り、よりよいサポート体制につなげていく。

3 いじめ未然防止のための取組

【教師がすること】

(1) 学級経営の充実に努める。

◎子どもの見取りを生かして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

◎わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) いじめの早期発見・対応に努める。

◎学期に1回の教育相談（アンケート及び面談）実施。

◎日常の子どもの見取り

- ・児童の様子を注意深く観察

- ・月3日欠席児童の把握

- ・ささいなことでも情報交換

- ・児童に関する情報はすべて生徒指導主任が窓口となり集約し、教頭・校長にすみやかに報告

- ・気になる事案、月3日欠席児童等がある場合は「生徒指導委員会」で対応

- ・必要な情報は全職員で共有して対応
- (3) 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、個別指導及び学級等で全体指導を行う。
- (4) 道徳・人権教育・情報モラル教育の充実
- ①道徳の授業を通して、善悪の判断や実践力を育成すると共に児童の自己肯定感を高める。
 - ②全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
 - ③平和・人権・環境教育年間指導計画に沿った取組みを確実に行う。
- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。教職員も情報モラル研修を実施し、指導力の向上を図る。SNS を介したいじめについては、警察をはじめとする関係機関との連携を深めるなど、体制を整備する。

【児童がすること（教師の指導の下）】

- (1) 帰りの会等で一日を振り返る。
- ①反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手立てとする。
 - ②学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。
- (2) 学級会活動の充実。
- ①子どもたちで問題点を出して、解決のための手立てを考えていく。
- (3) 児童会活動の充実
- ①平等な学校を目指した児童会活動を推進する。
 - ②縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付ける。
 - ③委員会活動を通して自発的活動を培う。
- (4) 友達の名前を「くん」「さん」で呼び合うことの取組みを行い、お互いを尊重しあう環境づくりをする。

【家庭に協力を求めるここと】

解決には子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちがかかえるストレスを取り除いていく必要がある。日頃から、児童が悩み事等を相談できる雰囲気づくりに努めるよう願う。また、いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、いじめ防止等のための措置に協力するよう理解を求める。

- (1) 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告を願う。
- (2) いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡する。家庭でも子どもから話を聞き、家庭においても学校と協力して指導を願う。

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、行政の関係課、教育委員会、中学校や保育園、ふえふき教育相談室などの関係諸機関等と連携して課題解決に臨む。いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、SC・SSW 等を活用した相談について、保護者に周知する。

(2) 教育相談の実施

毎学期ごとに、教育相談（アンケート及び面談）を実施する。また、日常の見取りも大切にしながら、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- ④いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ⑤いじめの事実が確認された場合は、「生徒指導委員会」を開き、対応を協議する。複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の児童ごとに記録し、情報の集約と共有化を図る。
- ⑥いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑦いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑧事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑨警察とは、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておく。犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ⑩いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ⑪いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ⑫児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ⑬重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ⑭市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ⑮上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ⑯上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。